

# 茨城県報 第4943号

昭和38年1月16日

水曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目 次

| 規 則                     | ページ |                            |    |
|-------------------------|-----|----------------------------|----|
| ◎茨城県行政組織規則の一部改正         | 1   | ◎道路の区域変更                   | 20 |
| ◎私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則 | 1   | ◎道路の供用開始                   | 20 |
|                         |     | (鹿島臨海工業地帯開発組合)             |    |
|                         |     | ◎鹿島臨海工業地帯開発推進委員手当交付要項の一部改正 | 21 |
| 告 示                     |     | 公 告                        |    |
| ◎青果物市場開設期間の更新           | 15  | ◎行政処分 of 聴聞 (風俗営業者)        | 21 |
| ◎建築基準道路の指定 (10件)        | 16  | ◎土地改良区役員の就退任               | 21 |
| ◎家畜人工授精講習会の開催           | 19  | ◎土地立ち入り測量                  | 22 |
| ◎県道の路線認定                | 19  | ◎行政処分 of 聴聞 (建築許可)         | 23 |
| ◎道路の区域決定                | 19  |                            |    |
| ◎道路の供用開始                | 20  |                            |    |

## 規 則

### 茨城県規則第4号

茨城県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

### 茨城県行政組織規則の一部を改正する規則

茨城県行政組織規則(昭和36年茨城県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第5 振興事務所の項中 「農政係 農産園芸係 林務係」を「農政係 農業対策係(鹿行振興事務所に限る。) 農産園芸係 林務係」に改める。

別表第6 土木事務所の項中「日立市高松台」を「日立市大久保町」に改める。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 茨城県規則第5号

私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則を次のように定める。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第7条の10の規定に基づき、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)で私人の設置するものをいう。以下同じ。)の設置者が法、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)及び施行規則の規定に基づいてなすべき認可の申請並びに届け及び報告の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置廃止等の認可の申請)

**第2条** 法第4条の規定による知事の認可を受けようとする者は、次の各号の1に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める様式による申請書正副2部を知事に提出しなければならない。

- |                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 学校の設置をしようとするとき                  | 様式第1号 |
| (2) 学校の廃止をしようとするとき                  | 様式第2号 |
| (3) 学校の設置者の変更をしようとするとき              | 様式第3号 |
| (4) 高等学校の全日制の課程又は定時制課程の設置をしようとするとき  | 様式第4号 |
| (5) 高等学校の全日制の課程又は定時制の課程の廃止をしようとするとき | 様式第5号 |

(変更等の届け出)

**第3条** 施行規則第2条の規定による届け出は、次の各号の1に該当する場合においてそれぞれ当該各号に定める様式により行なうものとする。

- |   |        |
|---|--------|
| (1) 目的の変更をしようとするとき  | 様式第6号  |
| (2) 名称の変更をしようとするとき  | 様式第7号  |
| (3) 位置の変更をしようとするとき  | 様式第8号  |
| (4) 学則の変更をしようとするとき  | 様式第9号  |
| (5) 学校の経費及び維持方法の変更をしようとするとき   | 様式第10号 |
| (6) 高等学校の学科、専攻科又は別科の設置をしようとするとき   | 様式第11号 |
| (7) 高等学校の学科、専攻科又は別科の廃止をしようとするとき   | 様式第12号 |
| (8) 校地、運動場その他直接、保育又は教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更を加えようとするとき                 | 様式第13号 |
| (9) 校舎その他直接、保育又は教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等により、これらの現状に重要な変更を加えようとするとき | 様式第14号 |
| (10) 小学校又は中学校において2部授業を行なうとき   | 様式第15号 |
| (11) 小学校又は中学校において学級の編成又はその変更を行なうとき  | 様式第16号 |

(校長の届け出)

**第4条** 法第10条の規定による届け出は、様式第17号により行なうものとする。

(第三種郵便物認可)

(臨時休業の報告)

**第5条** 施行規則第48条の規定による報告は、様式第18号により行なうものとする。

(学期)

**第6条** 施行令第29条の規定により知事が定める学校の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

2 学校の設置者は、教育上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、学校の学期を2学期とすることができる。

(各種学校)

**第7条** 第2条第1号から第3号まで、第3条第1号から第5号まで、第8号及び第9号並びに第4条の規定は、法第83条第1項に規定する各種学校で私人の設置するものについて準用する。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現になされている認可申請、届け出その他の手続きは、この規則の規定によりなされたものとみなす。

**様式第1号** (学校設置認可申請書)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏 名

㊟

学 校 設 置 認 可 申 請 書

このたび(学校の名称)を設置したいので認可されたく、学校教育法第4条及び同法施行規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

(添付書類)

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
  - (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) 位置
  - (4) 経費及び維持の方法
  - (5) 開設の時期

3 学 則 (2部)

4 寄付行為(定款,規則), 法人の登記簿謄本及び設置に関する決議録の謄本(法人設置の場合)

(第三種郵便物認可)

合に限る。)

- 5 設置者(法人にあつては代表者)の履歴書及び身分証明書
- 6 設置者の資産調書(土地,建物,預金並びにその他重要な財産に関する権利を証明する書類)
- 7 設置後2年間の事業計画書及び収支予算書
- 8 校地及び校舎等の権利関係の書類(借用の場合にあつては貸借契約書の謄本を添えること。)
- 9 施設調書

(1) 校 地

| 総 面 積 |       | 平方メートル |          |     |
|-------|-------|--------|----------|-----|
| 種 別   | 所 在 地 | 面 積    | 所有, 借用の別 | 備 考 |
| 校舎等敷地 |       | 平方メートル |          |     |
| 屋外運動場 |       |        |          |     |
|       |       |        |          |     |
|       |       |        |          |     |
| 計     |       |        |          |     |

(2) 校 舎 等

| 総 面 積 |       |       |   | 平方メートル |          |                |
|-------|-------|-------|---|--------|----------|----------------|
| 種 別   | 構 造   | 室 名   | 数 | 面 積    | 所有, 借用の別 | 備 考            |
| 校 舎   |       | 普通教室  |   | 平方メートル |          |                |
|       |       | 特別教室  |   |        |          |                |
|       |       | 事務室   |   |        |          |                |
|       |       | 職員室   |   |        |          |                |
|       |       | 保健室   |   |        |          |                |
|       |       | 〇 〇 室 |   |        |          |                |
|       |       | 〇 〇 室 |   |        |          |                |
|       |       | 〇 〇 室 |   |        |          |                |
|       |       | 便 所   |   |        |          | 大便器 個<br>小便器 個 |
|       |       | 廊 下   |   |        |          |                |
|       | そ の 他 |       |   |        |          |                |
|       | 小 計   |       |   |        |          |                |
| 体 育 館 |       | 運 動 場 |   |        |          |                |
|       |       | 更 衣 室 |   |        |          |                |
|       |       | 廊 下   |   |        |          |                |

|       |       |  |  |  |  |
|-------|-------|--|--|--|--|
|       | そ の 他 |  |  |  |  |
|       | 小 計   |  |  |  |  |
|       | ホ ー ル |  |  |  |  |
|       |       |  |  |  |  |
| 講 堂   |       |  |  |  |  |
|       | 小 計   |  |  |  |  |
|       | 寮 室   |  |  |  |  |
|       | 便 所   |  |  |  |  |
| 寄 宿 舎 | 廊 下   |  |  |  |  |
|       | そ の 他 |  |  |  |  |
|       | 小 計   |  |  |  |  |
|       |       |  |  |  |  |
|       |       |  |  |  |  |
|       |       |  |  |  |  |
|       | 計     |  |  |  |  |

(注) 幼稚園にあつては、校舎の欄中普通教室を保育室、特別教室を遊戯室と読みかえるものとする。

10 校具, 教具調書

| 品 名 | 数 量 | 評 価 額 |     | 備 考 |
|-----|-----|-------|-----|-----|
|     |     | 単 価   | 金 額 |     |
|     |     |       |     |     |
|     |     |       |     |     |
|     |     |       |     |     |
|     | 計   |       |     |     |

(注) 幼稚園にあつては、校具を園具と読みかえるものとする。

11 職員組織調書

| 職 名 | 専 兼 別 | 氏 名 | 生 年 月 日 | 最 終 卒 業 学 校 名 | 免 許 状 の 種 類 及 び 教 科 | 担 任 教 科 |
|-----|-------|-----|---------|---------------|---------------------|---------|
|     |       |     |         |               |                     |         |
|     |       |     |         |               |                     |         |
|     |       |     |         |               |                     |         |

(注) 各職員の履歴書, 身分証明書, 最終卒業学校の卒業証明書及び免許状の謄本を添えること。

## 12 学級編制表

| 課程及び<br>学 科 名 | 第1学年    |         | 第2学年    |         | 第3学年    |         | 第4学年    |         | 第5学年    |         | 第6学年    |         | 計       |         |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|               | 学級<br>数 | 生徒<br>数 | 学級<br>数 | 生徒<br>数 | 学級<br>数 | 生徒<br>数 | 学級<br>数 | 生徒<br>数 | 学級<br>数 | 生徒<br>数 | 学級<br>数 | 生徒<br>数 | 学級<br>数 | 生徒<br>数 |
|               |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|               |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 計             |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |

(注) 学年は、幼稚園にあつては、第1学年を1年保育のように、生徒は、幼稚園にあつては幼児と、小学校にあつては、児童と読みかえるものとする。(以下おなじ。)

13 校地、校舎等の配置図

14 校舎等の平面図

15 学校付近見取図

16 飲料水の水質が無害であることの証明書(上水道又は簡易水道を利用する場合は、その旨を記載した書類)

17 照明図(夜間に授業を行なう場合に限る。)

18 その他知事が必要とする書類

## 様式第2号(学校廃止認可申請書)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

Ⓔ

## 学 校 廃 止 認 可 申 請 書

このたび(学校の名称)を廃止したいので認可されたく、学校教育法第4条及び同法施行規則第7条の7の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

(添付書類)

1 廃止事由

2 廃止要項

(1) 名称

(2) 位置

(3) 廃止の時期

(4) 生徒の処置方法

(5) 教職員の処置方法

(6) 財産の処置方法

(7) 生徒指導要録の引継方法

3 廃止に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

4 その他知事が必要とする書類

(第三種郵便物認可)

様式第3号(設置者変更認可申請書)

年 月 日

茨城県知事

殿

旧設置者 住所

氏名

㊟

新設置者 住所

氏名

㊟

学校設置者変更認可申請書

このたび(学校の名称)の設置者を変更したいので認可されたく、学校教育法第4条及び同法施行規則第7条の6の規定により関係書類を添えて申請いたします。

(添付書類)

- 1 変更事由及び変更年月日
- 2 設置者変更要項

| 事 項          | 変 更 前         | 変 更 後         |
|--------------|---------------|---------------|
| (1) 目 的      |               |               |
| (2) 名 称      |               |               |
| (3) 位 置      |               |               |
| (4) 学 則      | (別紙のとおり)      | (別紙のとおり)      |
| (5) 経費及び維持方法 | (別紙収支予算書のとおり) | (別紙収支予算書のとおり) |

(注) 変更後の収支予算書は変更後2年間のものとする。

- 3 新設置者の寄付行為(定款, 規則)登記簿謄本並びに変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)
- 4 新設置者(法人にあつては代表者)の履歴書及び身分証明書
- 5 新設置者の資産調書(土地, 建物, 預金, その他重要な財産に関する権利を証明する書類)
- 6 その他知事が必要とする書類

様式第4号(全日制(定時制)課程設置認可申請書)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

㊟

全日制(定時制)課程設置認可申請書

このたび(学校の名称)に全日制(定時制)課程を設置したいので認可されたく、学校教育法第4条及び同法施行規則第7条の3の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

(第三種郵便物認可)

(添付書類)

様式第1号の添付書類に準ずる。ただし、学則は、変更条文を明示し、施設調書及び校地、校舎等の配置図にあつては、設置課程の使用に係る部分を明示すること。

**様式第5号(全日制(定時制)課程廃止認可申請書)**

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

㊟

**全日制(定時制)課程廃止認可申請書**

このたび(学校の名称)の全日制(定時制)課程を廃止したいので認可されたく、学校教育法第4条及び同法施行規則第7条の7の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

(添付書類)

様式第2号の添付書類に準ずる。

**様式第6号(目的変更届)**

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

㊟

**目的変更届**

このたび(学校の名称)の目的を変更したいので、学校教育法施行規則第2条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 変更の事由
- 2 変更要項
  - (1) 変更前の目的
  - (2) 変更後の目的
  - (3) 変更の時期
- 3 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)



## 様式第7号(名称変更届)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

印

## 名称変更届

このたび(学校の名称)の名称を変更したいので、学校教育法施行規則第2条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 変更の事由
- 2 変更要項
  - (1) 変更前の名称
  - (2) 変更後の名称
  - (3) 変更の時期
- 3 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

## 様式第8号(位置変更届)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

印

## 位置変更届

このたび(学校の名称)の位置を変更したいので、学校教育法施行規則第2条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 変更の事由
- 2 変更要項
  - (1) 変更前の位置
  - (2) 変更後の位置
  - (3) 変更の時期
- 3 校地、校舎等の配置図(変更前と変更後のもの)
- 4 校舎等の平面図(変更前と変更後のもの)
- 5 学校付近見取図(変更前と変更後のもの)
- 6 様式第1号による施設調書(変更後のもの)
- 7 校地及び校舎等の権利関係の書類(変更後のもの。借用の場合にあつては貸借契約書の謄本

(第三種郵便物認可)

を添えること。)

- 8 飲料水の水質が衛生上無害であることの証明書(上水道又は簡易水道を利用する場合は、その旨を記載した書類)
- 9 照明図(夜間に授業を行なう場合に限る。)
- 10 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

#### 様式第9号(学則変更届)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

印

#### 学 則 変 更 届

このたび(学校の名称)の学則を変更したいので、学校教育法施行規則第2条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 変更の事由
- 2 変更要項
  - (1) 変更に係る部分の新旧条文対照表
  - (2) 変更の時期
- 3 新学則(全文。2部)
- 4 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

#### 様式第10号(経費及び維持方法変更届)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

印

#### 経 費 及 び 維 持 方 法 変 更 届

このたび(学校の名称)の経費及び維持の方法を変更したいので、学校教育法施行規則第2条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 変更の事由
- 2 変更要項
  - (1) 変更前及び変更後の経費及び維持方法の対照表
  - (2) 変更の時期
- 3 変更後2年間の収支予算書
- 4 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

## 様式第11号(学科, 専攻科及び別科設置届)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

㊟

## 学 科 ( 専 攻 科 ) ( 別 科 ) 設 置 届

このたび(学校の名称)の(学科(専攻科)(別科)の名称)を設置したいので、学校教育法施行規則第2条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

様式第1号の書類に準ずる。ただし、学則は、変更条文を明示し、施設調書及び校地、校舎等の配置図にあつては、設置学科(専攻科)(別科)の使用に係る部分を明示すること。

## 様式第12号(学科, 専攻科及び別科廃止届)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

㊟

## 学 科 ( 専 攻 科 ) ( 別 科 ) 廃 止 届

このたび(学校の名称)の(学科(専攻科)(別科)の名称)を廃止したいので、学校教育法施行規則第2条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

様式第2号の書類に準ずる。

## 様式第13号(校地変更届)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

㊟

## 校 地 変 更 届

このたび(学校の名称)の校地を変更したいので、学校教育法施行規則第2条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 変 更 の 事 由
- 2 変 更 の 時 期
- 3 変 更 調 書

(取得又は処分の場合)

| 事 項        | 面 積    | 所 在 地 | 所 有 者 |
|------------|--------|-------|-------|
| 旧 校 地      | 平方メートル |       |       |
| 取 得 (処分)   |        |       |       |
| 取 得 (処分) 後 |        |       |       |

(注) 取得又は処分が、権利の移転のみの場合にあつては、この調書を必要としない。

(用途変更の場合)

(1) 変更前の用途

(2) 変更後の用途

(3) 変更する面積 平方メートル

4 校地の図面(変更部分を朱書すること。)

5 変更部分に係る校地の権利関係の書類(取得又は処分の場合に限る。借用の場合にあつては貸借契約書の謄本を添えること。)

6 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

様式第14号(校舎等変更届)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

校 舎 等 変 更 届

このたび(学校の名称)の校舎等を変更したいので、学校教育法施行規則第2条の規定により関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

1 変 更 事 由

2 変 更 の 時 期

3 変 更 の 調 書

(取得, 処分又は改築の場合)

| 事 項         | 面 積    | 所 在 地 | 所 有 者 |
|-------------|--------|-------|-------|
| (旧 )        | 平方メートル |       |       |
| 取得(処分)(改築)  |        |       |       |
| 取得(処分)(改築)後 |        |       |       |

(注) 1 かつこ内は、校舎、体育館、講堂又は寄宿舍の名称を記入すること。

2 取得し又は処分が権利の移転のみの場合にあつては、この調書を必要としない。

(用途変更の場合)

- (1) 変更前の用途
- (2) 変更後の用途
- (3) 変更する面積 平方メートル
- 4 校舎等の平面図(変更部分を朱書すること。)
- 5 変更部分に係る校舎等の権利関係の書類(取得、処分又は改築の場合に限る。借用の場合にあつては、貸借契約書の謄本を添えること。)
- 6 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

様式第15号(二部授業実施届)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

㊟

二 部 授 業 実 施 届

このたび(学校の名称)において、二部授業を実施したいので、学校教育法施行規則第2条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

1 実施の事由

2 実施要項

- (1) 実施の期間 年 月 日から  
年 月 日まで

(2) 実施の方法

ア 各部学級数

イ 各部教員数

ウ 各部の始業、終業及び授業時間

3 実施に関する決議録の謄本

様式第16号(学級編制(編制変更)届)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

㊟

学 級 編 制 (編制変更) 届

このたび(学校の名称)の学級編制(編制変更)をしたいので、学校教育法施行規則第2条の

規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 編制(編制変更)の事由
- 2 編制(編制変更)の時期
- 3 学級編制表

| 新 編 制 |       |       | 旧 編 制 |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学 年   | 学 級 数 | 生 徒 数 | 学 年   | 学 級 数 | 生 徒 数 |
| 第1学年  |       |       | 第1学年  |       |       |
| 第2学年  |       |       | 第2学年  |       |       |
| 第3学年  |       |       | 第3学年  |       |       |
| 第4学年  |       |       | 第4学年  |       |       |
| 第5学年  |       |       | 第5学年  |       |       |
| 第6学年  |       |       | 第6学年  |       |       |
| 計     |       |       | 計     |       |       |

- 4 編制又は編制変更に関する決議録の謄本

様式第17号(校長採用届)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

印

校 長 採 用 届

このたび(学校の名称)において校長を決定したので、学校教育法第10条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

(添付書類)

- 1 校長の概要

|         |       |
|---------|-------|
| 氏 名     | (男・女) |
| 生 年 月 日 |       |
| 住 所     |       |
| 免許状の種類  |       |
| 採用年月日   |       |

- 2 履 歴 書

- 3 教育職員免許状の謄本(有する者のみに限る。)

(第三種郵便物認可)

- 4 身分証明書
- 5 学校教育法第9条第2号から第4号までに該当する者でない旨の宣誓書
- 6 5年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事したことの証明書
- 7 前任者がある場合は、その者の氏名、解職年月日及び解職事由
- 8 採用に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

様式第18号(臨時休業報告)

年 月 日

茨城県知事

殿

設置者(学校長) 住所

氏名

印

臨時休業報告

このたび(学校の名称)は、臨時に授業を行なわなかつたので、学校教育法施行規則第48条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

- 1 休業の事由
- 2 休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 生徒の処置
- 4 その他参考事項

告 示

茨城県告示第65号

茨城県青果物市場条例(昭和28年県条例第41号)第7条の規定に基づき、それぞれ下記市場の開設期間の更新を許可した。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

| 市 場 名    | 許 可 年 月 日     | 所 在 地            |
|----------|---------------|------------------|
| 多賀農協青果市場 | 昭和37年12月13日   | 日立市大久保町881       |
| 日立 //    | // 37. 12. 20 | // 宮田町1,237      |
| 日立食品中央市場 | // 37. 12. 20 | // 助川町2,712      |
| 太田青果食品市場 | // 37. 12. 26 | 常陸太田市木崎町2,018の13 |
| 常磐青果市場   | // 38. 1. 8   | 日立市大久保町323       |

|            |             |           |
|------------|-------------|-----------|
| 高萩 //      | // 38. 1. 9 | 高萩市安良川113 |
| 高萩青果物市場 // | // 38. 1. 9 | // 大和町108 |

## 茨城県告示第66号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指定年月日 昭和38年1月16日  
 指定の位置 日立市水木町字北前野772~2  
 道路の幅員 幅員 4.0m  
 道路の長さ 延長 25.0m

## 茨城県告示第67号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指定年月日 昭和38年1月16日  
 指定の位置 日立市多賀町字間々下206の1  
 道路の幅員 幅員 4.0m  
 道路の長さ 延長 36.3m

## 茨城県告示第68号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指定年月日 昭和38年1月16日  
 指定の位置 日立市釜沢町字一丁御免482の3  
 道路の幅員 幅員 4.0m  
 道路の長さ 延長 24.07m



**茨城県告示第69号**

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指定年月日 昭和38年1月16日  
指定の位置 日立市滑川町字足房2,999~1, 2,999~2, 3,001~2, 3,002~2, 3,000~9  
道路の幅員 幅員 4.0m  
道路の長さ 延長 209.5m

**茨城県告示第70号**

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指定年月日 昭和38年1月16日  
指定の位置 日立市滑川町字足房2,998~5, 2,998~8, 2,988~1  
道路の幅員 幅員 4.0m  
道路の長さ 延長 90.1m

**茨城県告示第71号**

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指定年月日 昭和38年1月16日  
指定の位置 水戸市堀町985~2, 985~1  
道路の幅員 幅員 4.0m  
道路の長さ 延長 28.0m

**茨城県告示第72号**

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

指定年月日 昭和38年1月16日  
指定の位置 日立市大沼町字内川原内1,015, 1,016, 1,017, 1,018の2, 1,019の3  
道路の幅員 幅員 4.0m  
道路の長さ 延長 184.5m

---

## 茨城県告示第73号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

指定年月日 昭和38年1月16日  
指定の位置 日立市金沢町字広畑1,932の2  
道路の幅員 幅員 4 m  
道路の長さ 延長 45.8m

---

## 茨城県告示第74号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

指定年月日 昭和38年1月16日  
指定の位置 日立市大沼町1,709~1,709  
道路の幅員 幅員 4 m  
道路の長さ 延長 96.3m

---

## 茨城県告示第75号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

指定年月日 昭和38年1月16日  
指定の位置 水戸市千波町2,388の10, 2,388の11  
道路の幅員 幅員 4.0m  
道路の長さ 延長 33.0m

茨城県告示第76号

茨城道家畜改良増殖法施行細則第2条2項の規定に基づき家畜人工授精講習会を下記のとおり開催する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 開催の場所 茨城県西茨城郡友部町  
茨城県畜産試験場
- 2 期 日 昭和38年2月11日から2月28日まで 18日間
- 3 家畜の種類 牛, 豚

茨城県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は昭和38年1月16日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 野木古河線
- 3 起点及び終点 起点 県界古河市  
終点 古 河 市

茨城県告示第78号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。  
その関係図面は昭和38年1月16日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 野木古河線
- 3 道路の区域

| 区 間  | 敷地の幅員    | 延 長     | 摘 要 |
|--|----------|---------|-----|
| 古河市大字古河字横山町出口往還西4,750番地先栃木県界から<br>古河市大字古河2丁目5,614番地先まで | 8.0~11.0 | 1,567.0 |     |

## 茨城県告示第79号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は昭和38年1月16日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 野木古河線
- 2 供用開始の区間 古河市大字古河字横山町出口往還西4,750番地先栃木県界から  
古河市大字古河2丁目5,614番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和38年1月16日

## 茨城県告示第80号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和38年1月16日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 2 級 国 道
- 2 路線名 佐 原, 熊 谷
- 3 道路の種類

| 区 間                                   | 旧<br>新 | 敷地の幅員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 摘 要  |
|---------------------------------------|--------|---------------|-------------|--|
| 稲敷郡東村大字西代字下手1,794番地の1地先2級国道千葉水戸線分岐点から | 旧      | 3.5~29.0      | 89,677.1    | 古河市大字古河字牛ヶ谷道北2,703の3番地先から同市2丁目5,579番地を経て同市大字中田字宿並771番地先まで7,542メートルを道路の区域から除き同市大字古河字牛ヶ谷道北2,703の3番地先から同市大字中田字宿並771番地先 県界まで6,194メートルを道路の区域に加える。 |
| 古河市大字中田字宿並771番地先県界まで                  | 新      | 3.5~29.0      | 88,329.1    |  |

## 茨城県告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)の第18条第2項の規定につき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は昭和38年1月16日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 2 級国道 佐 原 熊 谷
- 2 供用開始の区間 古河市大字古河字牛ヶ谷道北2,703の3番地先から  
古河市大字中田字宿並771番地先県界まで

3 供用開始の期日 昭和38年1月16日

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

鹿島臨海工業地帯開発組合告示第2号

鹿島臨海工業地帯開発推進委員手当交付金交付要項の一部を次のとおり改正し昭和38年1月1日から適用する。

昭和38年1月16日

鹿島臨海工業地帯開発組合  
管理者 岩 上 二 郎

第2条中

|         |                   |   |
|---------|-------------------|---|
| 交付対象町村名 | 交付を受けることのできる推進委員数 | を |
| 鹿 島 町   | 57 人              |   |

|         |                   |       |
|---------|-------------------|-------|
| 交付対象町村名 | 交付を受けることのできる推進委員数 | に改める。 |
| 鹿 島 町   | 89 人              |       |

(様式第1号) 交付申請書中「交付金を交付されたく」を「交付金 円を交付されたく」と改める。

**公 告**

◎風俗営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第5条の規定により風俗営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和38年1月16日

茨城県公安委員会  
委員長 木 村 一 郎

1 聴聞期日 昭和38年1月23日

1 聴聞場所 茨城県警察本部

◎土地改良区役員の就退任

新治郡新治村大字藤沢に事務所をおく新治村大志戸土地改良区から下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があったから土地改良法第18条第11項の規定により公告する。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 退 任

| 住 所           | 職 名 | 氏 名     | 摘 要   |
|---------------|-----|---------|-------|
| 新治村大字大志戸1,400 | 理 事 | 萩 原 喜一郎 | 理 事 長 |
| // // 1,394   | //  | 井 原 織之助 |       |

|    |    |       |     |         |        |
|----|----|-------|-----|---------|--------|
| // | // | 1,016 | //  | 野 口 弥藤治 |        |
| // | // | 1,302 | //  | 関 口 栄   |        |
| // | // | 1,100 | //  | 関 口 觉   |        |
| // | // | 1,017 | //  | 野 口 忠   |        |
| // | // | 692   | //  | 岡 田 美好  |        |
| // | // | 1,145 | //  | 野 口 正雄  |        |
| // | // | 1,173 | //  | 井 原 勝一  |        |
| // | // | 1,170 | //  | 須 藤 孝一郎 |        |
| // | // | 1,063 | //  | 岡 田 清一  |        |
| // | // | 1,157 | //  | 岡 田 七郎  |        |
| // | // | 1,194 | 監 事 | 萩 原 忠之助 | 代表 監 事 |
| // | // | 868の1 | //  | 岡 田 光吉  |        |
| // | // | 1,223 | //  | 関 口 西秋  |        |

昭和37年11月24日任期満了による退任

## 2 就 任

| 住 所           | 職 名 | 氏 名     | 摘 要    |
|---------------|-----|---------|--------|
| 新治村大字大志戸1,400 | 理 事 | 萩 原 喜一郎 | 理 事 長  |
| // // 1,394   | //  | 井 原 織之助 |        |
| // // 1,016   | //  | 野 口 弥藤治 |        |
| // // 1,302   | //  | 関 口 栄   |        |
| // // 1,100   | //  | 関 口 觉   |        |
| // // 1,017   | //  | 野 口 忠   |        |
| // // 692     | //  | 岡 田 美好  |        |
| // // 1,145   | //  | 野 口 正雄  |        |
| // // 1,173   | //  | 井 原 勝一  |        |
| // // 1,170   | //  | 須 藤 孝一郎 |        |
| // // 1,063   | //  | 岡 田 清一  |        |
| // // 1,157   | //  | 岡 田 七郎  |        |
| // // 1,194   | 監 事 | 萩 原 西之助 | 代表 監 事 |
| // // 868の1   | //  | 岡 田 光吉  |        |
| // // 1,223   | //  | 関 口 西秋  |        |

昭和37年11月25日就任 任期4年(昭和41年11月24日まで)

## ◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道長沖藤代線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 北相馬郡藤代町大字宮和田, 字関  
同 町大字平野, 字砂, 大道付  
同 町大字押切, 字根
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和38年1月24日から  
昭和38年2月23日まで

## ◎建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の要定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和38年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

聴 聞 期 日 昭和38年1月22日午前11時  
聴 聞 場 所 日立市金沢町字椎名前1, 972~3~2  
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 $m^2$ をこえるもの(自動車  
修理工場の新築)  
申請者住所氏名 水戸市鉄砲町1, 168の3  
水戸いすずモーターKK 豊 崎 昇  
建築物構造規模 鉄骨, 一部木造二階建スレート葺207.79坪新築  
原動機5HP新設  
建築物の位置 日立市金沢町椎名前1, 972~3~2  
敷 地 面 積 905坪

県政の総覧 …… 県民の六法

# ◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生  
労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる、県民の権  
利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・  
公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため  
必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報  
の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部学事文書課あてお申し込み下さい。購  
読料は、送料とも1カ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 0 0 円）

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所